

# 国民健康保険

福祉保健課 ☎83-2777

## □ 国民健康保険制度

国民健康保険は、自営業の方や、会社などの各種社会保険に加入されていない方が、病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるよう、普段からお金（保険税）を出し合い、また国や都からの補助とあわせて、医療費に当てようという相互扶助の制度です。

## □ 国民健康保険に加入する人

すべての人がいずれかの健康保険に加入する義務があります。（国民皆保険制度）

次の健康保険などに加入している方以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

- ①職場の健康保険（健康保険組合や共済組合）に加入している人とその扶養家族または扶養家族になれる人
- ②他の国民健康保険組合に加入している人（土木業・食品業など）
- ③日雇健康保険に加入している人とその家族
- ④生活保護を受けている人

## □ 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している人に課税される税金で、国民健康保険の事業を運営するための重要な財源となっています。保険税の額は、前年の所得に応じてかかるもの（所得割）と国民健康

保険に加入しているすべての方にかかるもの（均等割）を合計したものが1年間の保険税となります。また、40歳から64歳までの加入者には、介護分も含めた保険税を負担していただくこととなります。

※年度の途中で被保険者が増えたり、減ったりしたときは、保険税は月割で計算されます。

※保険税は、国民健康保険への加入資格発生の月分から納めることとなります。（たとえば、会社を辞めたり、他の市町村から転入して国民健康保険への加入資格が発生し、国民健康保険加入の届出をした場合、保険税は、届出をした月からではなく、資格取得月から納めなければなりません。）

### {保険税を長い間滞納すると}

特別な事情がないのに保険税を滞納すると、未納期間に応じて次のような措置がとられます。

- ① 納期限を過ぎると、督促が行われます。
- ② それでも納めないでいると、通常の保険証の代わりに、「短期被保険者証」が交付されます。
- ③ 納期限から1年間を過ぎると、保険証を返してもらい、「資格証明書」が交付されます。
- ④ 納期限から1年6ヶ月間を過ぎると、国民健康保険の給付が全部、または一部差し止めになります。
- ⑤ それでもなお納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

## 短期被保険者証

有効期間の短い保険証ですので、頻繁に更新手続きが必要になります。

## 資格証明書

資格証明書は、町が保険税を滞納している人に対し、保険証を返還してもらい、その代わりに交付する書類です。国民健康保険の被保険者であることを証明するだけのものです。医療費はいったん全額自己負担となります。

### □ 交通事故など（第三者行為）による傷害交通事故などで第三者から受けた傷害による治療も国民健康保険が使えます。

これは、本来、加害者が支払うべき治療費を国民健康保険が一時的に支払うもので、後で国民健康保険が被害者にかわってその治療費を加害者に請求するものです。

交通事故にあったら、すぐに警察に届けると同時に福祉保健課国民健康保険担当に届けなければなりません。

### □ 高額療養費制度

国民健康保険に加入している方が、同一月内に同じ医療機関などで治療を受け、支払った保険診療の自己負担額（自費分と食事代を除く）が限度額を超えた場合、申請により、その超えた額について国民健康保険から払い戻される制度です。（同じ医療機関などでも入院と通院は別計算となります）  
○同じ世帯で、同じ月に二人以上が下記の

自己負担をした場合、それぞれを合算した額が限度額を超えると、超えた額が払い戻されます。

70歳未満の方：自己負担額 21,000 円以上のもの

70歳以上の方：自己負担した額全て

○同じ世帯で、1年間（直近12ヶ月間）に高額医療費の支給が4回以上になった場合、4回目からは限度額が軽減されます。

○血友病、人工透析を必要とする慢性腎不全、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（厚生労働大臣が定める人）については、「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口で提示すると、毎月の自己負担限度額は10,000円（ただし、70歳未満の上位所得者は20,000円）までとなりなす。

（注）限度額などは、法改正により変更になることがありますので、詳しいことは福祉保健課国民健康保険担当までお問い合わせください。



## □ 限度額適用認定・標準負担額減額認定証制度

高額な医療（入院・外来・調剤等）にかかられた方は、前述のように、申請により高額療養費として還付されますが、病院からの請求や審査などの期間を経るため、還付までには時間がかかります。

この「限度額適用認定証」の申請をすることにより、医療機関で高額な医療にかかられても、その月のお支払い額は、世帯の自己負担額までにすることができます。

また、非課税世帯の方には、入院時の食事を減額する「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。

高額な医療にかかられる場合は、ぜひ申請をしてください。

※所得の申告をされていない方や税の滞納がある方については、この限度額認定証が発行できない場合があります。

※70歳以上75歳未満の被保険者の方は、非課税世帯の方のみの発行となります。

## 高額医療費貸付制度

医療費の自己負担額が高額となり、支払いが困難な場合は、高額療養費の支払い算定額の9割を限度に貸し付けを行う制度があります。

## □ 国民健康保険の届け出

国民健康保険に加入したり、やめたりする場合は、必ず14日以内に届けを出さなければなりません。

### {加入の届け出が遅れると}

国民健康保険の加入日は、届け出をした日ではなく、被保険者の資格を得た日までさかのぼって加入します。保険税も加入の日までさかのぼって納めなければなりません。

### {やめる届け出が遅れると}

他の健康保険に加入しているながら国民健康保険の被保険者証を使って受診してしまった場合には、国民健康保険が負担した医療費は全額返さなくてはなりません。

また、届け出が遅れてしまったために保険税を二重に支払っている場合もあります。

## □ 退職者医療制度

長い間勤めた会社などを退職し、年金を受けている人とその被扶養者は、65歳になるまでの間、退職者医療制度で医療を受けます。

### {対象となる人}

次のすべてにあてはまる人（退職被保険者本人）と、その扶養家族が対象となります。

- ① 国民健康保険に加入している方で、60歳以上64歳未満の方。
- ② 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方。

### {被扶養者（扶養家族）となる人}

退職被保険者と生活をともにし、主として退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

- ① 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等内の親族、または内縁関係にあるものの父母と子で同居している、65歳未満の方。
- ② 年間収入が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、退職被保険者の収入の2分の1未満である方。

### {給付の内容}

入院、外来とも医療費の7割（自己負担3割）

### {届け出}

退職者医療の被保険者となるのは、年金受給権発生の日からです。年金受給権発生にともない、該当者には年金証書が送られますので、年金証書を受け取った日から14日以内に保険証と年金証書を持って届け出をしてください。

